

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全な成長・発展を図るため、経営の意思決定と業務執行において、迅速性・効率性・適法性・透明性の高い経営を目指しております。このため、経営戦略機能と業務執行機能を明確に分離するとともに、それぞれの職務執行を取締役会及び監査役が的確に監督・監査する体制を築くこと、併せてすべての取締役、執行役員、監査役及び従業員が高い企業倫理観に基づいたコンプライアンス経営を実践することを、コーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
清水地所株式会社	60,129	7.63
社会福祉法人清水基金	38,100	4.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	30,307	3.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	26,490	3.36
清水建設持株会	21,776	2.76
財団法人住宅総合研究財団	17,420	2.21
株式会社みずほコーポレート銀行	16,197	2.05
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	12,703	1.61
ガバナナー アンド カンパニー オブ バンク オブ アイルランド クライアンツ	11,685	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	11,287	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は上場子会社を有しておりません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- 監査役は、会計監査人の監査計画策定時に監査体制、監査に関する品質管理等について聴取するとともに、四半期決算期末後に監査の結果報告を受けるほか、適宜、会計監査人監査に立ち会う等の連携をとっております。
- 業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施するため監査部を設置しており、監査役全員が出席する取締役会において承認された監査計画に基づく監査結果を、適宜、代表取締役に報告するとともに、監査役及び会計監査人に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
藤井 章	他の会社の出身者									○
小山田 純一	弁護士									○
田部井 正己	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
			藤井章氏は、会社役員としての豊富な経験と

藤井 章	○	——	卓越した見識を持っており、これらを活かして当社の経営を客観的、中立的な立場から監視していただくためです。 同氏は、平成18年6月の監査役就任以来、当社経営陣から独立した立場で、公平、公正の観点から意見を述べ、その職責を十二分に果たしております。
小山田 純一	○	——	小山田純一氏は、弁護士として法律関係の豊富な経験と卓越した見識を持っており、これらを活かして当社の経営を客観的、中立的な立場から監視していただくためです。 なお、当社は、同氏が所属する「小山田・菊池法律事務所」と法律顧問契約を締結しておりますが、独立役員の実要件は満たしております。 同氏は、平成18年6月の監査役就任以来、法律家として会社法上の職責を全うすることを旨とし、当社経営陣から独立した立場で、公平、公正の観点から意見を述べ、その職責を十二分に果たしております。
田部井 正己	○	——	田部井正己氏は、会社役員としての豊富な経験と卓越した見識を持っており、これらを活かして当社の経営を客観的、中立的な立場から監視していただくためです。 同氏は、平成20年6月の監査役就任以来、当社経営陣から独立した立場で、公平、公正の観点から意見を述べ、その職責を十二分に果たしております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

[藤井 章]
直前事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席し、監査役会21回中20回、また、監査役連絡会に随時出席し、金融業の役員としての経験及び見識から適宜発言を行っております。

[小山田 純一]
直前事業年度に開催された取締役会21回中20回に出席し、監査役会21回中18回、また、監査役連絡会に随時出席し、弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

[田部井 正己]
直前事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席し、監査役会21回のすべてに、また、監査役連絡会に随時出席し、異業種においての役員経験及び見識から適宜発言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

期間の成果を反映した報酬体系を採用しているため。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

直前事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬は以下のとおりです。

取締役	9名	470百万円
監査役(社外監査役を除く)	3名	55百万円
社外監査役	3名	39百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬は、平成11年6月29日開催の第97期定時株主総会決議に基づく月額600万円以内を限度として、取締役の評価及び報酬の決定を公正かつ透明に行うために設置した「役員評価委員会」の審議により決定しております。
また、監査役報酬は、平成3年6月27日開催の第89期定時株主総会決議に基づく月額130万円以内を限度として、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補助する使用人の専任組織として、監査役室を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)ガバナンス機構に関する現状の体制
・戦略決定・経営監督機能と業務執行機能を明確にし、効率的な運営を行うため、取締役の少数化と執行役員制度を導入しております。なお、執行役員の選任を公正かつ透明に行うため、役員等推薦委員会を設置しております。
・取締役会は、原則として毎月1回、その他必要に応じて開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営上の重要事項を審議・決定しております。

(2)業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセス
・取締役会における経営上の意思決定内容等を、毎月開催する執行役員会議及び事業部門長会議において、指示・伝達するとともに、その業務執行の進捗状況を確認しております。加えて、業務執行に関わる重要事項の決裁、戦略決定などを効率的に行うため各種会議体を、また諮問機関として各種委員会を設置しております。
・会社法及び金融商品取引法の会計監査について、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、公正な監査を受けております。

(3)監査役監査を支える人材・体制の確保状況
・監査役が法令に定める権限を行使し、効率的な監査ができるよう、監査役を補助する使用人の専任組織として「監査役室(常勤使用人)」を設け、室員は、法務・経理の経験・知見のある者としております。室員は監査役の直接指揮により、監査上必要な情報の収集の権限を持って、業務を行います。また、室員の人事異動等については、事前に監査役会の同意を得ることとしております。
・監査役の機能強化に係るその他の取り組み状況については、【監査役関係】欄に記載しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役の少数化及び執行役員制度の導入により戦略決定・経営監督機能と業務執行機能を明確にし、取締役会の活性化を実現するとともに、独立性の高い社外監査役を選任すること等により、経営を客観的・中立的な立場から監視する体制が整っております。

(1)経営監視機能の客観性及び中立性を、以下のとおり確保しております。
・社外監査役は独立役員要件を満たしており、公平、公正の観点から、取締役の職務執行の全般を監査しております。
・社外監査役は、会社役員または弁護士としての豊富な経験と卓越した見識から、必要な助言を適宜行っております。

(2)経営監視機能の強化に係る具体的な体制及び実行状況は、以下のとおりです。
・監査役を補助する使用人の専任組織として、監査役室を設置し、必要な人材を確保することにより、監査役監査をより実効的に行える体制を整えております。
・監査役は、重要な会議への出席、役員・従業員からの充分かつ遅滞ない情報提供等により、経営監視の実効性を高めております。

以上により、当社のコーポレート・ガバナンスは十分に機能していると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会についての招集通知を早期発送しております。
その他	株主総会招集通知及び事業報告等の添付書類一式を事前にホームページに掲載しております。 株主総会において、ビジュアルプレゼンテーションを実施しています。 株主総会議案の決議結果について、賛否の票数も含めてホームページに公表しております。

2. IRIに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。 詳細については、下記をご参照ください。 http://www.shimz.co.jp/ir/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長自ら出席する証券アナリスト及び機関投資家を対象とした決算説明会を、年2回(年度末、第2四半期末)開催しております。また、第1・3四半期末には電話会議を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州の機関投資家を対象に、現地でIRミーティングを開催しております。また、証券会社主催のフォーラム等へも積極的に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「株主・投資家情報」を開設し、決算情報等を掲載しております。 http://www.shimz.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は総合企画部が担当しております。	
その他	証券アナリスト及び機関投資家を対象とした建設現場見学会及び社長による経営トピックに関する懇談会を、年2~3回開催しております。また、当社株主を対象とした、「シミズ・オープン・アカデミー」※体験会を、年1回開催しております。さらに、今年度、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、今後とも多くの株主の皆様当社へのご理解とご支援をいただくことを目的として株主優待制度を新設いたしました。 ※ 当社がCSR活動の一環として行っている、全国の青少年や一般の方々を対象とした常設の公開講座	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、創業以来「論語と算盤」、即ち、道理にかなった企業活動によって、社会に貢献するとともに適正な利潤をいただくという考え方を、経営の基本理念としてまいりました。また、その精神に則って制定した「企業倫理行動規範」において、「人を大切にする企業の実現」、「社会の要請に応えた事業活動の推進」、「社会との調和の促進」、「協力会社とのパートナーシップの保持」等、各ステークホルダーの立場の尊重について明文化しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社独自のCO2排出量削減目標「エコロジー・ミッション」を設定し、あらゆる事業領域で、地球環境に配慮した取り組みを推進しております。 コンプライアンスの徹底、品質と安全の確保を大前提に、お客様や社会にとって価値のある建造物を提供しております。また、公開講座「シミズ・オープン・アカデミー」を通じて将来の日本のものづくりを担う人材育成に寄与するなど、社会の要請・期待に応える経営を実践しております。その他具体策については、毎年6月に発行する「シミズCSR報告書」に記載するとともに、当社ホームページでも公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は情報開示に対する基本的な考え方として、「企業倫理行動規範」で、「積極的かつ公正に企業情報を開示することにより、開かれた企業として社会の信頼を得るとともに、内部情報管理に関する社内規程等を順守し、インサイダー取引を行わない」と宣言しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム整備の基本方針」を取締役会で決議しております。

1. コンプライアンス体制

- (1) 役員・従業員の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業倫理行動規範」を制定し、法令順守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組んでおります。
- (2) 役員・従業員による「企業倫理行動規範」の徹底と実践的運用を行うため、教育・研修を実施するとともに、企業倫理担当役員の任命、企業倫理委員会・企業倫理相談室の設置、内部通報制度の確立など、社内体制を整備しております。
- (3) 建設業法の順守を更に徹底するため、取引業者との契約及び支払の適正化のための施策の展開と徹底並びに施工体制台帳の整備体制の確立のための社内体制を整備しております。
- (4) 独占禁止法違反行為を断固排除するため、独占禁止法順守プログラムを適宜見直すとともに、営業担当者の定期的な人事異動、教育・研修の徹底、社内チェックシステム・社外弁護士事務所への通報制度の確立、行動基準の策定、違反者への厳格な社内処分の実施など、社内体制を整備し徹底しております。
- (5) 反社会的勢力・団体との関係を根絶するため、企業倫理行動規範に「反社会的行為の根絶」を明記するとともに、教育・研修の実施、不当要求防止責任者の選任、不当要求を受けた場合の通報連絡体制の整備、取引業者との契約に暴力団等の関係排除条項明記など、実践的運用のための社内体制を整備し徹底しております。

2. 内部監査体制

内部統制・牽制機能として監査部を設置し、取締役会において承認された監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を取締役に報告するとともに監査役に報告しております。

3. リスク管理体制

- (1) 総合的なリスク管理に関する規程を定め、当社及び企業集団に重大な影響を及ぼすリスク全般の管理及びリスク発生時の対応を的確に行える体制を整備しております。
- (2) 品質、安全、環境、災害、情報等、機能別の諸種のリスクについては、その機能に応じて対応する部門・部署あるいは委員会等を設けることにより、リスクの未然防止や再発防止等を的確に行える体制を整備しております。

4. 効率的な業務執行の体制

- (1) 戦略決定・経営監督機能と業務執行機能を明確にし、効率的な運営を行うため、取締役の少数化と執行役員制度を導入しております。
- (2) 業務執行に関わる重要事項の決裁、戦略決定などを効率的に行うため各種会議体を設置し、取締役会が定めた取締役会規程付表「重要事項の権限一覧表」に基づき審議、決定し、実施しております。
- (3) 執行役員の選任を公正かつ透明に行うため役員等推薦委員会を、また取締役、執行役員の評価及び報酬の決定を公正かつ透明に行うため役員評価委員会を設置しております。
- (4) 執行役員は、取締役会において定めた職制規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づいて業務を執行しております。

5. 業務執行に関する情報の保存及び管理

文書規程及び情報セキュリティポリシーを定め、取締役会議事録、稟議書類、各種契約書類その他の業務執行状況を示す主要な情報を適切に保存・管理するとともに、電子情報を安全かつ有効に活用するための社内体制を整備しております。

6. 企業集団における業務適正化の体制

- (1) 「関係会社社長会議」を定期的に開催し、指示・情報伝達を行うとともに、「子会社マネジメント規程」の定めにより管理を行っております。
- (2) 監査部による内部監査を実施するとともに、監査役の派遣等を通じて、適宜、子会社の適正な業務執行を監視しております。
- (3) 子会社は、業務の適正を確保するため、事業の特性に応じて社内規程を整備しております。
- (4) 財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し、運用しております。

7. 監査役による監査体制に関する事項

- (1) 監査役が法令に定める権限を行使し、効率的な監査ができるよう、監査役を補助する使用人の専任組織として「監査役室(常勤使用人)」を設けております。
- (2) 監査役室員は監査役の直接指揮により、監査上必要な情報の収集の権限を持って、業務を行います。また、監査役室員の人事異動等については、事前に監査役会の同意を得ることとしております。

8. 業務執行に関する監査役への報告体制

役員及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社あるいは子会社に著しい信用失墜や損害を及ぼす恐れのある事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為が発生した場合は、遅滞なく報告しております。また、監査部が行う内部監査の結果や内部通報制度による通報の状況についても報告しております。

9. 監査役による重要会議への出席権の確保

監査役による業務執行の監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役と監査役は、定期的に経営情報を共有する機会を持つとともに、「社長室会議」「事業部門長会議」など重要な会議に、監査役会の指名した監査役が出席しております。

10. 監査役による計算書類等の監査に関する事項

- (1) 監査役は、会計監査人の監査の方法・結果の相当性を判断し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の年次監査計画について事前に確認し、逐次、監査結果の報告を受けております。
- (2) 監査役と会計監査人が相互に連携を保ち、効率的な監査のできる体制を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

前述の1「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」(5)に含めて記載しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

引き続き、独占禁止法をはじめとする法令・社会規範の順守の徹底を図るとともに、環境経営、CSR経営を積極的に推進してまいります。

【参考資料：模式図】

